

匿名データの提供等利用規約 新旧対照表

独立行政法人 統計センター

令和3年4月1日 施行（変更後）	令和元年7月1日 施行（変更前）
<p>(総則)</p> <p>第1条</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 この契約に係る一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 この契約に係る一切の紛争（裁判所の調停手続<u>き</u>を含む。）については、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。</p>
<p>(管理)</p> <p>第3条</p> <p>利用者は、提供を受けた匿名データを提供者に返却するまで、法令及び依頼書等に<u>のっとり</u>善良な管理者の注意をもって適正に管理するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(管理)</p> <p>第3条</p> <p>利用者は、提供を受けた匿名データを提供者に返却するまで、法令及び依頼書等に<u>則り</u>善良な管理者の注意をもって適正に管理するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(作業委託)</p> <p>第5条</p> <p>提供申出者は、匿名データを利用した統計の作成又は統計的研究を行うに当たって必要な作業を、依頼書等に記載した受託事業者等に行わせる場合には、当該受託事業者等が行う匿名データを適正に管理するための措置について事前に確認を行うとともに、</p>	<p>(作業委託)</p> <p>第5条</p> <p>提供申出者は、匿名データを利用した統計の作成又は統計的研究を行うに当たって必要な作業を、依頼書等に記載した受託業者等に行わせる場合には、当該受託業者等が行う匿名データを適正に管理するための措置について事前に確認を行うとともに、当該受託業者</p>

<p>当該受託事業者等に対する必要かつ適切な監督を行い、作業終了後は速やかに複製した匿名データ及び中間生成物を廃棄又は削除させなければならないものとする。</p> <p>2 前項の受託事業者等による再委託は、<u>提供者が認めた場合を除き、認めないものとする。</u></p>	<p>等に対する必要かつ適切な監督を行い、作業終了後は速やかに複製した匿名データ及び中間生成物を廃棄又は削除させなければならないものとする。</p> <p>2 前項の受託業者等による再委託は、認めないものとする。</p>
<p>(依頼書等の変更)</p> <p>第6条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 利用者は、自己の都合により、<u>提供の承諾を受けた利用目的及び利用要件の範囲内において、提供 申出書の内容を変更する必要があるときは、速やかに匿名データの提供申出書の記載事項変更申出書及び当該箇所を修正した提供申出書を提供者を通じて</u> 提供者に提出し、再度審査を受け、承諾を得るものとする。この際、既に手数料を納付していた場合は、これを返還しない</p>	<p>(依頼書等の変更)</p> <p>第6条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 利用者は、自己の都合により、提供 申出書の内容を変更する必要があるときは、速やかに匿名データの提供申出書の記載事項変更申出書及び当該箇所を修正した提供申出書を提供者に提出し、再度審査を受け、承諾を得るものとする。この際、既に手数料を納付していた場合は、これを返還しない</p>
<p>(欠陥及び障害等)</p> <p>第7条</p> <p>1 利用者は、匿名データの提供媒体を受領後、直ちにその媒体の物理的障害の有無について確認し、確認の結果、読み取りエラー等の障害を発見したときは、<u>提供申出者を通じて直ちに提供者に申出を行うものとする。</u></p> <p>2, 3 (略)</p>	<p>(欠陥及び障害等)</p> <p>第7条</p> <p>1 利用者は、匿名データの提供媒体を受領後、直ちにその媒体の物理的障害の有無について確認し、確認の結果、読み取りエラー等の障害を発見したときは、直ちに提供者に申出<u>るものとする。</u></p> <p>2, 3 (略)</p>

<p>(匿名データの提供状況の公表)</p> <p>第8条</p> <p>提供者は、提供申出者に匿名データを提供したときは、法令に<u>のっとり</u>、匿名データの提供を受けた者の氏名又は法人等の名称等の事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p>	<p>(匿名データの提供状況の公表)</p> <p>第8条</p> <p>提供者は、提供申出者に匿名データを提供したときは、法令に<u>則り</u>、匿名データの提供を受けた者の氏名又は法人等の名称等の事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p>
<p>(不可抗力等による紛失等)</p> <p>第12条</p> <p>利用者は、<u>災害又は事故</u>により匿名データを紛失した場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに提供者へ報告するものとする。</p> <p>2 前項において、再度提供を希望する場合は、提供者と協議の上、<u>手続等</u>を行うものとする。</p> <p>3 利用者は、前二項のほか、自らの不注意などにより匿名データを紛失した場合、<u>情報が漏えい</u>していることが判明した場合又はその恐れがあることが判明した場合は、<u>提供申出者を通じて</u>提供者に報告し、その指示に従うものとする。</p>	<p>(不可抗力等による紛失等)</p> <p>第12条</p> <p>利用者は、<u>災害または事故</u>により匿名データを紛失した場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに提供者へ報告するものとする。</p> <p>2 前項において、再度提供を希望する場合は、提供者と協議の上、<u>手続き</u>等を行うものとする。</p> <p>3 利用者は、前二項のほか、自らの不注意などにより匿名データを紛失した場合、<u>情報が漏洩</u>していることが判明した場合、<u>又はその恐れ</u>があることが判明した場合は、提供者に報告し、その指示に従うものとする。</p>
<p>(利用後の処理)</p> <p>第13条</p> <p>利用者は、匿名データの利用終了<u>までに</u>、ハードディスク、紙媒体等の複製した匿名データ又は中間生成物を廃棄又は削除し、報告書(利用後の措置状況を含む。)及び匿名データに係る管理簿を</p>	<p>(利用後の処理)</p> <p>第13条</p> <p>利用者は、匿名データの利用終了<u>後</u>、ハードディスク、紙媒体等の複製した匿名データ又は中間生成物を廃棄又は削除し、報告書(利用後の措置状況を含む。)及び匿名データに係る管理簿を添えて、提</p>

添えて、提供を受けたすべての匿名データを提供者へ返却するとともに、匿名データを利用して作成した統計又は統計的研究の成果を、提供申出者を通じて提出する。

2 (略)

3 利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により研究や教育等の達成が困難となった場合は、提供申出者を通じて速やかに報告書に理由を記載して報告するとともに、匿名データを返却する。

4 (略)

供を受けたすべての匿名データを提供者へ返却するとともに、匿名データを利用して作成した統計又は統計的研究の成果を提出する。

2 (略)

3 利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により研究や教育等の達成が困難となった場合は、速やかに報告書に理由を記載して報告するとともに、匿名データを返却する。

4 (略)

(成果の公表)

第14条

1, 2 (略)

3 第1項において、期間内に公表できない場合は、提供者に匿名データの提供申出書の記載事項変更申出書を提出することにより、その理由及びその時点における成果を報告し、提供者が必要と認めた場合、公表に係る期間を延長することができるものとする。なお、公表に係る期間の延長は最大2年間を限度とする。

4 提供者は、前条第1項に基づき提出された報告書等に基づき、匿名データを利用した成果について、法令にのっとり、公表するものとする。この場合、利用者の権利利益を害することがないよう、第1項における利用者による成果の公表時期との調整を図るものとする。

(成果の公表)

第14条

1, 2 (略)

3 第1項において、期間内に公表できない場合は、提供者に匿名データの提供申出書の記載事項変更申出書を提出することにより、その理由及びその時点における成果を報告し、提供者が必要と認めた場合、公表に係る期間を延長できるものとする。なお、公表に係る期間の延長は最大2年間を限度とする。

4 提供者は、前条第1項に基づき提出された報告書等に基づき、匿名データを利用した成果について、法令に則り、公表するものとする。この場合、利用者の権利利益を害することがないよう、第1項における利用者による成果の公表時期との調整を図るものとする。

<p>(法令又は規約に違反した場合の措置)</p> <p>第 16 条</p> <p>1 利用者又は利用者から匿名データの取扱いに関する業務委託を受けた者が当該匿名データを自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し又は盗用した場合は、法第 61 条第 3 号の規定により 50 万円以下の罰金に処せられる。</p> <p>2 利用者が法令又は本規約に違反したと認められた場合は、法令に定める罰則のほか、提供者は以下の措置を講ずるものとする。</p> <p>一 違反が認められた時点で利用者に対して匿名データの速やかな返却、中間生成物の消去を行わせ、以後の利用を中止させること</p> <p>二 別表の各号の要件に応じて、それぞれに定める期間、<u>調査票情報の提供、委託による統計の作成等及び匿名データの提供の申出を受け付けないこと</u></p> <p>三 <u>違反の情報について、総務省を通じて法に基づく統計調査を所管するすべての行政機関、指定独立行政法人等及び独立行政法人統計センターで共有すること。</u></p> <p>3, 4 (略)</p>	<p>(法令及び規約に違反した場合の措置)</p> <p>第 16 条</p> <p>1 利用者又は利用者から匿名データの取扱いに関する業務委託を受けた者が当該匿名データを自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合は、法第 61 条第 3 号の規定により 50 万円以下の罰金に処せられる。</p> <p>2 利用者が法令及び本規約に違反したと認められた場合は、法令に定める罰則のほか、提供者は以下の措置を講ずるものとする。</p> <p>一 違反が認められた時点で利用者に対して匿名データの速やかな返却、中間生成物の消去を行わせ、以後の利用を中止させること</p> <p>二 別表の各号の要件に応じて、それぞれに定める期間、<u>委託による統計の作成等、匿名データの提供及び調査票情報の提供の申出を受け付けないこと</u></p> <p>三 違反の情報を法に基づく統計調査を所管するすべての行政機関、指定独立行政法人等及び独立行政法人統計センターで共有すること。</p> <p>3, 4 (略)</p>
<p>(免責)</p> <p>第 17 条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 利用者が匿名データを利用したことにより、何らかの不利益</p>	<p>(免責)</p> <p>第 17 条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 利用者が匿名データを利用したことにより、何らかの不利益や</p>

<p>や損失を被る 事態が生じたとしても、匿名データを作成した行政機関等及び提供者は利用者に対し、一切の責任を負わないものとする。ただし、提供者が本規約に違反した場合、あるいは、提供した匿名データに匿名データを作成した行政機関等及び提供者の重過失による瑕疵が認められた場合は、利用者は提供者に対し手数料の返還を求めることができるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>損失を蒙る 事態が生じたとしても、匿名データを作成した行政機関等及び提供者は利用者に対し、一切の責任を負わないものとする。ただし、提供者が本規約に違反した場合、あるいは、提供した匿名データに匿名データを作成した行政機関等及び提供者の重過失による瑕疵が認められた場合は、利用者は提供者に対し手数料の返還を求めることができるものとする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(匿名データを利用して作成した統計の所有権)</p> <p>第 18 条</p> <p>利用者は、匿名データによって作成した統計についての所有権、意匠権、著作権及び著作人格権を行使しないものとする。</p>	<p>(匿名データを利用して作成した統計の所有権)</p> <p>第 18 条</p> <p>利用者は、匿名データによって作成した統計についての所有権、意匠権、著作権、著作人格権を行使しないものとする。</p>
<p>(その他)</p> <p>第 21 条</p> <p>利用者及び提供者は、<u>本規約に定める条項の解釈及び本規約に定めのない事項について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。</u></p>	<p>(その他)</p> <p>第 21 条</p> <p>利用者及び提供者は、<u>本規約に定めのない事項及び本規約に定める条項の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。</u></p>

第 16 条別表

措置要件	期間
① 返却期限(利用期間の最終日)までに匿名データの返却等を行わなかった場合	返却を行った日から、返却を遅延した期間に相当する日数
② 承諾された利用環境以外の下で匿名データの利用を行った場合	当該認定をされた日から 1 か月以上 6 か月以内
③ 匿名データを紛失した場合	当該認定をされた日から 1 か月以上 6 か月以内
④ 匿名データの内容を漏えいした場合	当該認定をされた日から 1 か月以上 12 か月以内
⑤ 承諾された利用目的以外の利用を行った場合	当該認定をされた日から 1 か月以上 12 か月以内
⑥ 正当な理由なく作成した統計若しくは行った統計的研究の成果、報告書又は匿名データに係る管理簿を提出しなかった場合	提出を行った日まで
⑦ 正当な理由なく作成した統計又は行った統計的研究の成果を公表しなかった場合	公表を行った日まで
⑧ 上記に掲げるもののほか、法令違反又は契約違反その他の国民の信頼を損なうおそれがある行為を行った場合	行為によって提供者が定める期間

第 16 条別表

措置要件	期間
① 返却期限(利用期間の最終日)までに匿名データの返却等の措置を行わない場合	返却を行った日から、返却を遅延した期間に相当する日数
② 承諾された利用環境以外の下で匿名データの利用を行った場合	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
③ 匿名データを紛失した場合	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
④ 匿名データの内容が漏洩した場合	当該認定をした日から 1 か月以上 12 か月以内
⑤ 承諾された利用目的以外の利用を行った場合	当該認定をした日から 1 か月以上 12 か月以内
⑥ その他、法令違反、契約違反、国民の信頼を損なう行為を行った場合	行為によって提供者が定める期間